## 李 森<sup>1</sup>

## 概要

本稿では、年金制度の賦課方式、積立方式のメリットとデメリットについて理論的に明 確にし、将来、年金財政を取り巻く環境の変化、とりわけ高齢化率の上昇と予測される経 済成長率の低下等変化の中で、現行の年金財政方式の合理性と持続性について検討する。

キーワード:賦課方式、積立方式、年金

## 1. はじめに

中国における年金制度改革及び現行年金制度には、李(2012、2015、2016)の分析で指摘す るように多くの課題が残されている。制度内の問題点を要約すると、年金制度のカバー率が低く、 保険機能が十分に働かないこと;各地方の財源確保が困難であり、国に頼らざるをえないこと; 保険料の滞納・未納が多く保険料徴収が困難であること;効率的な基金運営・管理が行われず、 資金の流用があること等が挙げられる。

また、長期的に考えると急速に進展する人口高齢化の問題が、年金制度改革を議論する際もっ とも深刻で複雑かつ困難を極める問題になる。中国の人口高齢化は中国特有な人口政策により急 速に進み、それに起因する年金制度の財政問題を現行の混合方式で乗り越えるにはリスクが多い。

現行年金制度は、2014年の改革により主に都市部居住者及び農村住民(無所得者と低所得者) を適用者とする年金制度、都市部従業員及び自由業者を適用者とする年金制度と公務員を適用者 とする年金制度、この3本柱によりすべての国民をカバーすることになっている。このように国 民皆年金制度の整備が進んでいるが、引退により勤労所得が喪失した際、各柱の年金制度により 引退後生活保障が可能かどうかは、年金制度の持続性の視点で検討する必要がある。

このことを念頭におき、本稿では年金制度の財政方式について理論分析を行い、その選択について検討する。

## 2. 賦課方式の分析

社会保険は、給付と費用の均衡が維持されるようなメカニズムが必要であるが、このようなメ カニズムのことを、社会保険財政方式と呼んでいる。年金財政方式には賦課方式(pay – as –

<sup>1</sup> 福山大学経済学部 教授

you - go system) と積立方式(funding system) および両者組合せの混合財政方式が考えられる。

#### 2.1 賦課方式とその問題点

賦課方式は、当年度の給付に必要な費用を、当年度の保険料収入によって財源を調達する方式
である。賦課方式では給付と拠出との間に不均衡が生じるため、多少の準備金を必要とするが、
これは単に調整の機能をもつにとどまっている。賦課方式の年金収支均衡を維持するために、給
付の変化に応じて拠出(保険料率)を調整し、或いは拠出の変化に応じて給付を調整するなど弾
力的に拠出と給付の調整ができる。ただし、拠出の引き上げは現役世代の年金負担を重くし、給
付の調整は引退生活者の安定的な生活維持に影響を与えることになる。

中国の都市部就業員を適用者とする年金制度は、1990年代の改革が行われるまでには中国独特 な「企業内賦課方式」で運営されてきた。退職者への年金支払いは企業の営業外支出に計上され、 現役就業員が創出した利潤から支払うことになっていた。これは、現役世代の労働成果を退職者 への年金原資とするため、現役世代に保険料の拠出がないものの、企業内部での世代間扶養とい う特徴を有しており、よって、賦課方式であると認識することができる。厳密にいうと賦課方式 は現役世代の保険料で、その年に必要な年金支給額を賄う制度であり、したがって、年金給付を 賄うためには制度への強制加入が前提条件となる。

賦課方式の問題点について八田達夫・小口登良(1999)は、以下のように5つの点を指摘している。

第1に、賦課方式のもとでは、保険料と給付が見合っていないから、その分労働供給への阻害 効果を持つ。

第2に、賦課方式のもとでは、各世代の人口構成によって、それぞれの世代から得る収益率が 異なる。これは将来世代の年金負担を大きくしすぎるために、制度の存続自体を危うくする。

第3に、賦課方式のもとでは、少子化や高齢化あるいは婦人の労働市場への参加の度合いといった要因によって、将来の保険料率が大きな影響を受ける。したがって、現在予測されている以上 の負担が起きる不確実性がある。

第4に、積立方式のもとでは、資金運用が透明になるため運用が効率的になるが、賦課方式は、 保険料と給付が年金専門家の主観的な意見や官僚のさじ加減で、左右されてしまう。政治や大蔵 省の干渉も受けやすく、運用はその分ますます非効率的になる。

第5に、現在日本の賦課方式は、すでに巨大な二重の負担を次の世代に強いている。積立方式 に移行していくことによって、最大の二重負担をする将来世代の負担を軽減することができる。<sup>2</sup>

このような日本における賦課財政方式制度の問題点は、中国の年金制度においても同様に存在

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 八田達夫・小口登良(1999)、152頁。

する。

その上、中国の賦課方式年金制度には、中国特有の問題もある。例えば、1990年代の年金制 度改革は国有企業の改革が前提にあり、それに伴う従来の企業内賦課方式年金制度の改革の問題、 さらには都市と農村が分担されている経済の低開発性の問題、社会の前近代性に直面するなかで 従来農民が被った損失を無視していいのか或いは補償すべきか、またはどう補償するべきかとい う問題等がある。

## 2.2 賦課方式下での不公平性

(1) 世代間、世代内の不公平

各世代の人が生涯に受け取る賃金に対して、どれぐらいの年金保険料を支払い、またどれぐら い年金を受給しているだろうかという問題を問うことが、賦課方式の年金制度における世代間の 公平性を議論する際に、避けては通れないものとなってくる。賦課方式のもとでは、現役人口に 比べて退職者人口が少ないと保険料負担が軽く、逆に高齢化時代になって現役人口に比べて退職 者人口が相対的に多くなると、現役世代の保険料負担が重くなる。各世代の年金給付は次世代の 保険料で調整されることになり、また、保険料が現役時の賃金所得の一定比率で徴収されるのが 一般的であることから、賃金所得の捕捉が完全でない場合、水平的公平が十分に守られていない ことになる。

先進諸国に比べ中国の賃金制度は不透明な部分が多い。賃金所得の家計所得に占める割合が低 く、また、1990年代末住宅制度改革を行うまでには、国有・集団企業就業員と公務員には住宅が 分配されていた。しかし、それが個人所得分配の範疇には入らず、住宅制度改革後の補助金支払 いも保険料拠出ベースである賃金範疇に算入されていなかった。企業の福利給付が、つねに企業 賃金総額を上回るような状況にあり、賃金の実態を正確に把握するのが容易ではない。

このように賦課方式年金制度では、世代間負担格差の拡大の問題、賃金の不完全な捕捉によっ て世代内に生じる不公平性等の問題は避けられない。

(2) 地域間の不公平性

また、現行の中国の年金制度は省レベルで社会プールによる賦課方式と個人帳簿積立方式の混 合財政方式で運営されている。給付面における公平性の議論は、保険料拠出義務を果たすことで 獲得した権利として、等しい年金保険料を負担したものは等しい給付を受けなければならない。 しかし、現行の年金制度では地域ごとに実質保険料率の差があり、よって、年金負担には大きな 差異が生じる。給付において、負担とは関係なく当地域の前年度平均賃金の20%で基礎年金給付 がなされるため、地域別にみた場合、等しい保険料負担で等しい給付を受けられないことになる。 したがって、全体的にみて経済が発達している地域では保険料の負担が軽く給付水準が高い。逆 に、経済発展が遅れている地域では保険料負担が高く給付水準が低い。ここで、負担と給付にお

ける地域間の不公平性が存在することがわかる。また、1990年代の年金制度改革から最近までは 各省の年金制度の不統一が労働力の自由な流動を妨げる要因となり、省レベルの社会プール化が 地域間の個人年金口座の移動をかなり複雑にしていた。しかし、近年、政府が進めている行政サー ビスの効率化・簡素化の改革により改善の兆しがみられる。

#### 2.3 賦課方式下での年金制度の持続可能性

小塩隆士(2001)によると年金制度改革には、2つの基本的な目標がある。第1は、年金財政 のバランスを長期的に維持し、世代間格差の拡大をなるべく抑制することによって、年金制度の「持 続可能性」(sustainability)を高めることと、第2は、年金制度が人々のライフスタイルの選択や 就業/引退の意思決定に対して特定のバイアスをかけないよう、年金制度の「中立性」(neutrality) を高めることである。<sup>3</sup>

中国における従来の企業内年金制度が持続不可能で改革を余儀なくされた原因の1つに、退職 者年金支給の企業負担の増加が、企業経営を圧迫するようになってきたところにあった。企業内 の年金受給者の比率が上昇し、その上、年金給付財源である企業利潤が市場経済化改革の中で、 計画経済体制の非効率的な組織構造と経営により減少・悪化し、退職金を支払わない企業が増え てきた。それが退職者の生活に直接影響を与えるだけではなく、社会の安定を脅かす要因となり、 政府は企業年金制度を社会保障年金制度に改めることで、問題解決を図ろうとした。それがいわ ば混合財政方式の年金制度の模索であった。その内、社会プールによる基礎年金給付制度は賦課 方式で、個人帳簿積立は積立方式で、両制度がそれぞれ独自に運営されるはずだったが、改革後 の実際の運営においては個人帳簿の積立金も当年の年金給付に充てることになり、事実上は賦課 方式で運営された。

賦課方式のもとで年金財政収支のバランスを維持する手段として、①保険料負担の引き上げ、 ②年金支給額の削減、③年金受給者の絞込み、④被保険者の範囲の拡大、という4つの方法のい ずれかが、その組合せによって吸収するしかなく、また、経済成長率の変化が勤労者賃金所得の 変化を通じて年金財源規模に影響を与えるものの、年金制度がGDPの増加に直接影響を与えず、 年金負担を軽減するには退職年齢の引上げで年金受給者数を減らすか、或いは年金給付水準を引

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 小塩隆士 (2001)、112~115頁。

下げる方法しかないとしている。4

中国の年金制度改革を考える際、制度内の年金給付水準の引下げは政治的に難しく、退職年齢 の引上げも、国有企業の実際の経済状況を考えると現実的な方策とは考えられない。しかし、こ れから今後 2030 年頃までには都市部労働力人口の増加が予測され、さらに現在のような高経済 成長率が維持される場合、高い賃金上昇率が予測される。1999 年に公布された元国家計画委員会 の「中国労働就業予測」の報告では、2030 年に労働力人口が 6.222 億人に達し、年平均増加率を 3.1%と予測した。また、世界銀行は、2011 年から 2030 年間の中国の実質平均賃金上昇率を4% と予測し、この間の実質利子率の変化については中国経済及び国民貯蓄率の大幅な変動がない限 り、急激な変動は起こらないと推測した。このような状況を考えると、2030 年頃までには人口成 長率と賃金上昇率が市場の実質利子率を上回り、賦課方式のもとで年金制度の維持が可能である。 しかし、年金制度は高齢者人口がピーク期を迎える際、年金財政の危機を乗り越えられるように、 制度の持続可能性を考慮しなければならない。年金制度への低加入率と将来の高齢化社会の到来 を考えた場合、賦課方式のもとでは制度の長期的な維持は難しい。

年金制度改革のもう1つの目標は、就業行動やライフスタイルに対する公的年金の「中立性」 を高めることである。公的年金は一種の「強制貯蓄」として人々の意思決定とは関係なく徴収され、 一定のルールの下で一律に近い形で支給される。そうした仕組みにはそれなりの存在理由が認め られるが、公的年金の存在が人々の自由な経済行動に大きな影響を及ぼすことは、経済の効率性 の観点からみてなるべく避けるべきである。中国の地域別に運営される年金制度は、被用者の地 域間移動の際、年金事務処理が複雑でいまだ労働力の自由な流動を妨げる要因を完全に排除でき ていない。

## 3. 積立方式のメリットと積立方式への批判

積立方式は、一定期間にわたり保険料を拠出し、これで積立てられた元利合計額を将来の給付 費用に充てるという方式である。この方式では拠出の累積額が将来の給付総額の現価に等しいと いう関係が成り立っている。積立方式では、各個人の年金給付額が、各個人の保険料積立額と利

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 賦課方式の下での制度改革のあり方は、賦課方式の下で概念的に成立する次のような恒等式を考えれば理解しやす い。すなわち、現役世代からの保険料で引退世代の年金を賄うという仕組みの下では、 $t = (B/W) \times (S/N) = r \times d$ という関係式が恒等的に成り立つ。ここで、tは現役世代の賃金に対する保険料率、Bは引退世代の1人当たり年 金支給額、Wは現役世代の1人当たり賃金、Sは年金受給者数、Nは被保険者数である。また、r(=B/W)は「所 得代替率」(または「置き換え比率」、replacement rate)、d(S/N)は「従属比率」(dependency rate) または「成 熟度」と呼ぶ。高齢化・少子化の進展は、従属比率の値が上昇することを意味する。その影響は、上の恒等式を 前提とする限り、労働生産性の向上により賃金の引き上げという方法もあるが、年金制度改革の範囲外なのでこ こでは無視する。さらに、年金給付額は年金受給者数Sと受給金額Bによって決められる。したがって、年金総 額は $P = S \times B$ となる。国民年金負担率 (P/GDP)を一定にし、年金制度の持続可能性を維持する方法には、Pを 減らすか GDPを増やすかの方法しかない。

子率によって決定されるため、積立金が存在するかぎり、それに見合った給付は必ず受けられる という保証がある。経済が安定し、インフレーションのない社会では、積立方式は年金のような 長期保険の財政計画としてメリットが大きいことは明らかである。ところがインフレーションが 恒常的になっている経済では、積立金の価値減価が大きく、将来受給する年金も実質価値の低い ものになり、人々の老後生活安定の保障にならない、という欠点がある。

賦課方式のもとでは急速な高齢化の進展や予想外の経済変動により、将来約束された年金が支 払わなくなる可能性があるため、より多くの保険料が必要となり、現役世代の勤労者1人当りの 負担が高くならざるを得ない。これに対して、積立方式は将来の年金給付に要する費用を前もっ て積立てておく方式であり、各世代が自己の老後の年金受給に備えて、その原資を現役時代に保 険料として納める仕組みをとっているため、外部環境の変化に関係なく、保険料に見合った受給 が可能になる。つまり、予想以上に勤労者の人口が少なくなっても、経済成長率が下がっても、 高齢化時代の退職世代は、同時代の勤労世代に余分な財政負担をかけずに済む。

日本で積立方式への年金制度改革を強く主張する八田達夫・小口登良(1999)によると、賦課 方式と比べて積立方式には、以下のようなメリットがあると指摘する。

第1に、積立方式のもとでは、保険料が労働供給阻害効果を持たない。保険料が積立方式に基 づいている(すなわち給付に見合っている)ならば、支払う保険料の元利合計があとで戻ってく るから、保険料は税と受け取られず、貯蓄として受け取られる。したがって労働供給阻害効果を 持たず効率的である。このため積立方式は資源配分を効率化する。これが積立方式にする最大の 意義である。

第2に、積立方式のもとでは、世代間の公平が達成される。賦課方式のもとでは、各世代の人 口構成によって、それぞれの世代から得る収益率が異なるが、積立方式のもとでは、どの世代も 市場収益に基づいて給付を受けることになるから、収益率が人口構成によって影響を受けず、よ り公平である。これは年金不信を除去するのにも役立つ。

第3に、賦課方式のもとでは、さまざまな経済環境要因(すなわち少子化や高齢化あるいは、 婦人の労働市場参入の度合いといった要因)によって、将来の年金財政が大きく影響を受け、将 来世代の年金受給にも大きな不確実性をもたらす。ところが、積立方式のもとでは、これらの外 生的な環境から独立に決まるから、より安定的な制度が設定できる。

第4に、積立方式のもとでは、資金運用が透明になるため、効率的になる。積立方式のもとでは、 資金運用は、市場収益率のもとでなされなければならないから、どのくらいの収益を上げ、どの くらいの収益率の変動があるかということが一目瞭然になる。

同時に積立方式への批判について、八田達夫・小口登良(1999)は、賦課方式論者達は、完全 積立方式に移行することに対して、以下のような批判を展開してきた。

第1に、すでに賦課方式を実施している国で、完全積立方式に移行しようとすれば、移行時の

現役世代が二重の負担を強いられることは避けられない。

第2に、公的年金の存在理由は世代間の助け合いである。したがって親の世代の面倒をみるた めの制度なのだから、各世代の損得は考えるべきではない。

第3に、戦争ですべての資産を失った世代に対しては、世代間の助け合いは必要であったので あり、これを公的年金で補償するのはふさわしい手段だ。

第4に、積立方式は、インフレによる目減りに対して無防備である。インフレ・ヘッジは賦課 方式ですべきだ。

第5に、これから積立を増やしてもそれだけの政府貯蓄の運用先がない。5

この他に所得に比例して課税される拠出税方式への転換を主張する神野直彦・金子勝(1999)は、 積立方式の理念に立つかぎり、障害者年金のような労働能力を喪失した場合の年金制度を正当に 位置づけることができなくなる。しかし、より問題なのは、積立方式の公的年金制度が急速な高 齢化に対して脆いという点にある。平均余命が予想を越えて伸びれば、年金支給額は著しく膨張 傾向を示すのに対して、少子化が進めば保険料収入は相対的に伸び悩む。やがて現役世代が積立 てている保険料を退職世代の年金給付のために「流用」し、また不足分については税による補填を 余儀なくされてゆく。……もはや積立運用益で年金給付を賄うとする考え方には無理がある。皮 肉だが、「グローバルスタンダード」を強調する政府も主流経済学者も、なぜか年金制度だけは例 外扱いである。積立方式の方が、個人が負うコストと受け取る便益の関係が明示的になるという のが理由だと推察される。しかし、多くの国は、年金支給の財源不足に備えるために積立ててい る基金はせいぜい年金給付額の数ヶ月分程度であり、年金制度の成熟化に伴って、実質的に年金 制度全体を積立方式から税による賦課方式に移行させている。

積立方式を前提とするかぎり、一人ひとりの損得勘定ばかりが過度に強調され、結局は公的年 金を縮小させる方向しか出てこない。今後も積立方式の理念を維持しようとすれば、急速な高齢化・ 年金制度の成熟化・財政悪化といった諸要因から、現役世代の負担増加が避けられなくなるから である。それでは、前述したように公的年金本来の信頼性を保つことはできないと指摘している。<sup>6</sup>

賦課方式制度では、現在の引退世代の年金費用を現在の勤労世代の保険料によって調達するた
め、経済状況の変化や社会的年金需要の変化に対応しやすいという弾力性を持っており、これが
積立方式にない長所の一つとされている。また、インフレーションが定着した経済では、物価ス
ライド型年金の必要性が高まるが、積立方式では将来のインフレーションを見こして保険料を徴
収しているわけではないため、この必要に応えることはできない。ところが賦課方式では、高齢
世代と勤労世代の合意がありさえすれば、物価スライドの年金の支給も可能になる。他方、賦課
方式では、受給者の拠出する保険料と受給する年金額との間に直接的な関連が存在しないため、

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 八田達夫・小口登良(1999)、20~25頁。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 神野直彦・金子勝(1999)、18~20頁。

財政規律が損なわれ、年金財政を悪化させることになりやすい。このように賦課方式の長所は積 立財政方式の短所になり、賦課方式の短所は積立方式の長所になる。

両方式をめぐるさらに重要な問題は個人貯蓄率への影響であるが、積立方式は、個人の老後貯 蓄と同じように老後に備えての強制貯蓄であるから、個人貯蓄率の引上げに有利に働くのに対し、 賦課方式は家族内での子供の老親扶養と同じく世代間の再分配にすぎないから個人貯蓄率を高め ない、というものである。

## 4. なぜ公的年金制度は必要であるか?

いままで賦課方式と積立方式のメリットとデメリットについて見てきた。それぞれの国が、自 国の歴史的・政治的要因、人口構成の特徴、社会経済諸状況の変化等を考慮し、自国の状況にもっ とも相応しいベストな年金方式を選択するだろうが、どの年金制度であってもその運営には、民 間部門と公的部門による運営が選択肢としてあり得る。

## 4.1 高齢者生活費用負担方法の検討

そこで、なぜ公的年金制度が必要であるかを議論するまえに、高齢期の生活費用負担の在り方 について明確にする必要がある。高齢期の費用を各個人がどのような形態で負担することができ るのか、その可能性を列挙してみよう。

第1に、高齢者が自らの貯蓄で生活費用を負担する。ただし、これには一部の高齢者が「貧困」 に耐えながら老後生活を送ることが生じうる。

第2に、高齢者がまた健康なうちには自ら働き、その収入で生活する。

第3に、高齢者の子供達をはじめとする身内の仕送りで、生活費を賄う。

第4に、高齢者が勤労期に自発的に貯蓄または民間保険を購入することによって、高齢期の生 活費用を負担する。

第5に、公的年金制度により高齢期の生活費用を賄う。

実際、上記のいくつかを組み合わせる方法で高齢期の生活費用を賄うことになるであろうが、 上記列挙した可能性のうち、第1の「貧困」に陥る可能性があるパターンは避けなくてはならない。 また、ここでの年金の議論では高齢者が生産に参加しないことを想定しているため、高齢者が生 産に参加するという第2のパターンによる対応は考えられない。したがって、可能とされる負担 方法はそれ以外の第3から第5までのパターンということになる。

## 4.2 私的負担と公的負担

そのうち、第3と第4は私的負担で第5が公的年金制度による負担形態であると考える。 前述した如く、増大する高齢化社会の生活負担に対して賦課方式で運営するかまたは積立方式 で運営するかを検討したが、積立方式の運営は限りなく私的運営に近い。そこで、次に高齢者が 生産に参加しない状況下で、高齢期の費用負担としてどこまでを私的負担にまかせ、どこまでを 公的負担で行おうかということを考えてみよう。

もし私的負担にすべてを委ねるだけで老後生活の費用が十分賄われるのであれば、公的負担は まったく必要がないだろう。だが、もしそれが不十分であるとするならば、公的負担の必要性が 生じてくる。

ところで、高齢期の費用が私的負担・公的負担によって十分に賄われるかどうかを考察する場 合に、どうしても忘れてはならない重要な視点がある。それは、高齢期にはさまざまな不確実性 が存在しており、そうした不確実性の発生如何によって高齢期の費用の大きさも異なってくると いうことである。したがって、不確実性が発生した場合には、私的負担ではどうしても対応しき れない状況が起こってくる。そのような場合には、公的負担(公的年金制度)に頼らざるをえない。 したがって、私的負担・公的負担(公的年金制度)の役割分担を明らかにするために、どのよう な不確実性があるかをはっきりする必要がある。

## 4.3 公的年金制度の必要性

公的年金制度は、高齢期において所得稼得能力が低下するというリスクに対する保険機能を有 している。しかし、このようなリスクは、民間保険や場合によって銀行預金によってもある程度 カバーすることができる。それではなぜ、人々に保険料という形で強制的に貯蓄をさせる公的年 金があえて必要とされるのであろうか。公的年金制度の必要性について、高山憲之(1992)、牛 丸聡(1996)、村上雅彦(1999)、八田達夫・小口登良(1999)、小塩隆士(2001)等が説いて いるが、経済学的にみて意味があるものとしては、次の幾つかの点が挙げられる。

第1に、高齢期における不確実性を挙げられる。高齢期の不確実性(危険)として考えられるのが、 健康状態に対する不確実性、雇用状況の不確実性、子供の生活力・扶助に関する不確実性、長生 きの不確実性、インフレーション・一般生活水準の上昇による不確実生、その他の不確実性等が あり、これらの不確実性は重視されなければならないものとなる。

第2に、モラルハザード現象の存在が挙げられる。公的年金の存在意義は、高齢者への不必要 に大きな生活保護支出を防ぐためであるから、非常に重要である。生活保護があるのに公的年金 制度がなければ、かなりの多くの人が生活保護というシステムのために、貯蓄をしなくなってし まう。これは、生活保護を保険制度とみた場合のモラルハザード現象であると呼ばれている。こ の結果、生活保護のための政府支出が大幅に拡大してしまうことになる。強制貯蓄をしないと、 老後における生活保護を期待して現役時の貯蓄を必要水準以下にしてしまう可能性がある。消費 の膨張は社会全体の貯蓄を過少にし、老後において生活保護を受ける確率が社会的に高まって、 結果的に生活保護費が膨らんでしまう。そして、高齢時の所得保障という目的のためには、生活

保護制度を充実させるよりも、公的年金という強制貯蓄を導入するほうが効率的になる可能性が ある。

公的年金を通じて、すべての人に老後のための貯蓄を強制することによって、このモラルハザー ドを防ぎ、無駄な政府支出をせずにすむようになる。公的年金は、生活保護という制度を持つ限り、 必ずセットで持たなければならない制度だといえよう。

ただし、公的年金は、国民全員が加入して初めてその存在目的が果たせるのである。

第3に、年金には逆選択といわれる現象がある。市場では、平均寿命をもつ個人に対して、年 金数理的にフェアな終身年金が存在しにくい。私的年金が公的年金の役割を完全に肩代わりでき ないという点も重要である。この理由は、2つの側面に分けて説明することができる。まず、私 的年金にすべて委ねると、高齢期における所得減少のリスクが高いと思われる個人だけが保険に 加入し、そのために保険料が高くなって保険加入者に不利となるという「逆選択」の問題が生じ てしまう。公的年金を社会の構成員全員が加入しなければならないという仕組みにしていれば、 この問題は回避できる。次に、公的年金をインフレという社会的リスクをプールする手段として 考えることもある。インフレは社会的なリスクであり、個人的なリスクしか回避できない私的年 金によってそれを回避することは原理的に不可能である。保険支給額の実質価値を保証する私的 年金は存在しない。これに対して、公的年金は物価スライド等によって支給額の実質価値を維持 するという機能を備えていることが多い。

第4は、消費者の後悔を防ぐためである。引退したときのための貯蓄をうっかり怠ってしまい、 後で取り消しのないことになる事態を防ぐために、若いときの貯蓄を国が強制する手段として公 的年金は必要である。すべての個人が自らの将来を見据えて十分な備えをするとは限らず(近視 眼的(myopic)個人)、老後に悲惨な生活を余儀なくされるリスクを無視できない。高齢時に備 えた生活保障手段の選択は不可避的であり、高齢時に修正しようと思っても難しいことが多い。 選択を間違えた代償をその個人に完全に追わせてしまうことも1つの方法であるが、それではあ まりにも冷酷であり、国家による救済が期待される。このように、国家がその家父長的立場(温 情主義、paternalism)から公的年金という仕組みを運営すべきであるという考え方がある。

そもそも、消費者主権下の消費者がいつも自分自身にとって完全無欠な選択をするはずがない。 温情主義に基づいて、政府が個人に強制的に消費させる財のことを、公共経済学では価値財と呼ぶ。 老後のための貯蓄のように、一度決定を間違えると後でやり直すことができないことについては、 価値財として国家が行動を強制することが、市場原理と自由主義とは矛盾しない。

## 5. おわりに

中国の人々の平均寿命が著しく伸び、人口構成が著しく変化している。また、社会経済の変動 に対して、現在の年金制度が適応できなくなる可能性がある。1990年代年金制度改革の際、政策 立案者たちは国有企業改革を前提にして制度を設計した。しかし、将来的に新規加入者が減少す る反面で、受給者のみが増加するようになれば、年金財政は行き詰まってしまう。ただ、年金制 度は多くの国民の生活に影響するため、新しい制度設計は真剣に考え、円滑に移行するようにし なければならない。

年金制度は経済社会の発展に対して弾力的に対応する必要がある一方で、年金は長期間の拠出 を支給する要件とすることから既裁定年金は保障しなければならず、既得権は尊重されなければ ならない。このため、制度の改正にあたって、相当な経過期間を設ける必要がある。

中国の年金制度が抱える諸問題が明らかにされ、年金制度を取り巻く社会経済条件が今後大きく 変わっていく中で、抜本的な年金制度改革の必要性が社会共通の認識になれば、年金制度改革が 不可避になろう。年金制度改革の必要性における今後の社会経済状況の変化を具体的な考えると、

第1は、人口構造の変化であり特に高齢化の現象である。賦課方式年金制度下では、勤労世代 と高齢世代の数のバランスによって、年金費用の負担が基本的に決まるという関係にあり、今後 は勤労世代の数があまり増えないのに反し、高齢世代は大幅に増加する。したがって、年金費用 の負担がこの人口構造の高齢化により今後激増することが予想される。これを負担の限界内に収 めるための制度改革が必要とされる。

第2は、経済の低成長である。賦課方式年金制度は、人口構成比の変化に加え、経済成長率が 制度の運営に大きく影響する。経済の高度成長が実現できれば、賃金上昇とともに年金財源が増 加することで給付原資が確保できるが、中国経済がかつてのような高度成長を長期的に維持する ことは期待できないと予測される。これは、今後低成長経済期では、勤労世代の所得分配分を削っ て高齢世代に回していかざるをえなくなることを意味する。このような状況においては、年金給 付を適正に調整することが要請されてくる。そうしなければ、年金負担をする勤労世代の負担に ついての合意が得られなくなるからである。

第3に、このため年金制度改革により、積立方式の要素をもつ社会保険方式を強化する必要が ある。積立年金制度の下では、制度発足直後は被保険者だけ存在し、年金はほとんど支給されな い。その後一定期間を経て、年金受給者が現れ出し、徐々にその数も増えていった後、受給者数 が定常状態に達する。年金試算において、一般的に 40 年以上の加入期間に対応する 20 年程度の 年金支給を受けるようになるが、積立方式ではその試算がもっと現実的に予測可能である。ただし、 予想以上に長生きした場合給付原資なくなるリスクがある。そのためどう対処すべきかを給付水 準及び財政出動を含め検討する必要がある。

現行年金制度の有する問題点を解消するのみならず、以上のような高齢化、低成長経済及び年 金制度の改革という社会経済の状況の変化に対応しうるよう、年金制度を改革していく必要があ る。そして、このような視点に立って年金改革を行うことが、これからの高齢社会にも十分耐え うる安定的な年金制度を確立する途でもあるということがいえる。

## 参考文献

- 井堀利弘(1999)『高齢化社会と年金のあり方』統計研究会。
- 小塩隆士(2001)『社会保障の経済学』日本評論社。
- C. ギリオン・J. ダーナー・C. ベイリー・D. ラテュリッペ 渡辺記安訳(平成13年)『社会保障年金制度 ――発展と改革(上)』法研。
- 神野直彦・金子勝(19999『「福祉財政」への提言』岩波書店。
- 高山憲之(1982)「年金改革をどう進めるか--行政改革に寄せて」『季刊現代経済』第50号、4~17頁。
- 高山憲之(1980)『不平等の経済分析』東洋経済新報社。
- 堀勝洋(1987)『福祉改革の戦略的課題』中央法規出版。
- 堀勝洋(1988A)「年金と世代間負担の公平に関する研究について」年金制度開発基金編『季刊年金と雇用』 第6巻第4号、25~31頁。
- 堀勝洋(1988B)「公的年金による負担の転嫁について」社会保障研究所編『季刊社会保障研究』東京大学 出版会、第24巻第2号、342~353頁。
- 宮島洋(1992)『高齢化時代の経済学』岩波書店。
- 村上雅子(1999)『社会保障の経済学』東洋経済新報社。
- 八田達夫・小口登良(1999)『年金改革――積立方式へ移行せよ――』日本経済新聞社。
- 八田達夫・小口登良(1989A)「賦課方式から積立方式への移行」社会保障研究所編『季刊社会保障研究』 東京大学出版会、第25巻第1号、66~75頁。
- 八田達夫・小口登良(1989B)「賦課方式から積立方式への移行と財政収支」社会保障研究所編『季刊社会 保障研究』東京大学出版会、第25巻第2号、166~176頁。
- 八田達夫・小口登良(1990)「年金改革――市場収益率年金への移行」現代経済研究グループ編『日本の 政治経済システム』日本経済新聞社、103~140頁。
- 李森 (2011)「中国年金制度改革の行方 制度内の問題点をめぐって」 福山大学経済学論集第 36 巻 第1合、 91 ~ 116 頁。
- 李森(2012)「中国年金制度の問題点 年金数理における年金財政の持続性の分析」財政研究第8巻、199 ~ 215 頁。
- 李森(2015)「年金数理モデルによる中国の年金制度の分析」福山大学経済学論集第39巻 第1・2合併号、 107~120頁。
- 李森(2016)「中国における国民皆年金制度の模索」中央大学経済学論纂 第56巻、233~246頁。
- 李森(2016)「中国の年金制度における所得格差と年金制度持続性についての分析」『格差対応財政の新展開』 中央大学出版部、221 ~ 239 頁。

# Social Pension Finance Theories and a Case Study of China

Sen Li

## Abstract

Considering changes of relevant surrounding circumstances of social pension finance system in the future, especially the coming acceleration of population aging and the slow rate of economic growth which has been predicted, this paper is going to examine the reasonableness of current pension finance system through theoretically clarifying advantages and disadvantages of pay-as-you-go system and funding system.